

## 活動結果報告書

令和8年3月31日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年4月1日～令和8年3月31日

活動先 NPO法人多摩住民自治研究所会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

定款は別添のとおり

# NPO 法人 多摩住民自治研究所 定款

発行：2007年1月14日 改訂：2015年6月6日

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人多摩住民自治研究所(以下「多摩研」と略す)という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都日野市神明3丁目10番地の5号エスプリ日野103号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、地方自治体の住民、職員、議員、研究者等を対象に地方自治及び地域、自治体に関する調査・研究活動や教育・学習活動、国内外の地方自治に関する視察、自治体訪問等による交流活動を通じて、地方自治の日本国憲法に基づく民主的・創造的発展に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 情報化社会の発展をはかる活動
- (12) 経済活動の活性化をはかる活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 消費者の保護を図る活動
- (15) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地方自治、地域、自治体行政に関する調査・研究事業
- (2) 地方自治に関する教育・学習事業
- (3) 地方自治、自治体行政に関する研修・調査・研究等事業
- (4) 地方自治に関する視察・交流事業
- (5) 地方自治に関する普及・啓発事業



(6) 地方自治研究組織との情報交換及び協同に関する事業

(7) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 役 員

### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上40人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、3人以上9人以内を副理事長とする。



(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の中から総会において、選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。



3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 会 議

##### (種 別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

##### (総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

##### (総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

##### (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

##### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

##### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

##### (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

##### (総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可



否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と



する。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。



(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)



第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

### (職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て理事長が行う。

### (組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

### (細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から20年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費 正会員 個人 8,000円

賛助会員 個人・団体 一口 1,000円

## 活動結果報告書

令和8年4月13日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年7月26日（土曜日）～27日（日曜日）

活動先 日本教育会館 一橋ホール 他

活動目的 第67回 自治体学校 参加

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

全国の議員仲間から情報を得て、昨年に引き続き第67回 自治体学校に参加しました。

毎年参加していて、痛感するのは、自治体の状況が年々厳しくなっており、行政課題は、ますます増加すると共に、深刻化しています。

しかし、それに対応する行政も議員も、問題意識が少しずつ低下しており、課題解決に向けた取り組みがとん挫したり、進展しない状況が見受けられるようになっていて感じています。

1. この研修会の特徴は、しっかりした運営組織があり、専門家の方々が研修会の企画を事前に十分に練り上げていること。

2. コーディネートする講師陣も、課題を絞り切っているが、事例報告など全国の実践家の提案も、非常に有意義な内容が多く、参考になります。

3. 全体会における 地方自治と地域のテーマは、核廃絶と平和や共存に向けた自治体の役割について、的確な指摘を提案された。

全国の自治体では、日々の課題対応に忙殺されており、自治の根本である、平和に関しては、あまり関心をもっていない。これは国のことであるとの認識があるためである。しかし、市民のいのちを守るのは自治体の責務である。改めて、再認識をしました。



4. 次の分科会は、第3分科会の【地域から持続可能な農と食の在り方を考える】に参加した。会場には、50人ばかりの参加。全国から議員や研究者、市民が参加されていた。

島根大学の[ ]コーディネーターで、分科会の進行を担って事例発表を3人の方が提案された。

農業が疲弊して確かな食を確保することが非常に難しくなっている現実の課題認識が全員でなされた。その上で、どう対処するのか！

有機農業の実践や、農業者との交流を通じ、農を支える実践活動 確かな食をどのように流通させていくのか！などがテーマとなった。

---

最後に

何度参加しても、参加者の問題意識の高さに驚きます。

加えて、研究者と議員と行政職員と市民が、一堂に参加して、課題に議論することが、とても素晴らしいと感じます。

全国各地には、自治体学校を支える【自治体研究会】があります。

残念ながら、福井県には、その組織はありません。

自治体が抱える課題を日常的に議論し、課題解決に向けた取り組みが、我が福井県にも本当に必要であると、再認識した研修会参加となりました。

## 活動結果報告書

令和8年4月13日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年10月22日（水曜日）～23日（木曜日）

活動先 日本青年館 8階 リファレンスホール

活動目的 第30回 清溪セミナー 参加

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

清溪セミナーの実行委員に島根県の友人がいて、数年前から参加を要請されてきたので、昨年に続き、今回2回目を参加しました。

20～30代に青年団活動を通じて、日本青年館が、全国の地域活動家に呼びかけて、地域づくりセミナーを開催していたことは知っていたが、2回の参加本当に良かったと感じています。

その理由として、

1. 昨年を上回るセミナーの講義がとても充実し、内容も先進的であった事。

2. 全国からのセミナー参加者の参加意識が非常に高く、質疑も多く、刺激的な研修となった事。

3. 注目した講義内容は、

(1) 社会の変化とこれからの学校教育～主体性と当事者性～

圧巻の講義は、千代田区立麴町中学校における子どもたちの限らない主体性を育む教育実践の取り組みでした。

8年余りの校長勤務の中で、学校に当たり前のしきたりや規則を抜本的に変え、



子どもたちの自主性を最大限に生かす教育に尽力された。

具体的には、○宿題を出さない。○中間や期末テストはしないで、授業の1週間ほどの区切りでミニテストを実施して、点数は子どもたちがつけて、分からないところを確認するテスト。服装や頭髪チェックもやめた。担任制を廃止した。結果、子どもも教師も自由度が増し、学力も抜群に伸びたとのこと。

課題は[ ]が8年で交代した後、麴町中学校はどうなったか？

実は、ネットを始め様々な媒体で調べたところ、悲しいかな

次の校長が就任して、大改革を続ける自信がないとのことで、周りと同じように元に戻ってしまったとのことである。

## (2) 人口減少社会を生き抜くために

元 岩手県知事・総務相 増田寛也氏

様々な役職を経験された方で、含蓄ある話の内容でした。

かつてない、人口減少時代を迎え、これまでの知見では対応が難しい。

いろんな側面から課題を整理し、専門的なアドバイスも加え、対応を検討すべきであること。

## 全体的な感想。

今年で2回目の参加であるが、約100名の参加者の意識は非常に高く、講義の後の質疑も多く、講師陣も講義が終わったあとも、参加者全員との名刺交換に対応し、そのつどの質問にも丁寧に答えるシステムが非常にレベルの高い研修会だと痛感しました。

## 活動結果報告書

令和8年4月13日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和8年3月22日（日曜日）

活動先 越前市内 全戸 新聞折込み

活動目的 創至・未来・一志 合同会派ニュース発行

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

例年発行している創至・未来・一志 合同会派の会派ニュースを、  
3月15日に新聞折込みにより、越前市内に全戸配布しました。

印刷業者 有限会社マスヤ印刷

支払金額 印刷費 58,241円（合同会派各議員で按分）

印刷部数 22,025部

別添のとおり



越前市議会  
会派「創至」  
会派「未来」  
会派「一志会」

# 合同会派ニュース

2026年  
3月22日発行

## 新しい越前市政に期待します!!

3月議会より平林新市長に替わり、私たち3会派は、これからの越前市のまちづくりへの期待を込めて、合同会派ニュースを発行します。

合同会派7名の主な議会報告と新政に対する期待を込めた思いを書きました。

突然の登板となった平林新市長ですが、持ち前のパワフルで明るく、地域活動の実績をもとにした活躍を、心から望んでいます。



会派 創至  
小形善信

Tel.090-3292-5118

### 【市民の幸福実感と相対的貧困について】

総務省が本年2月20日に発表した消費者物価指数において、生活実感に近い生鮮食料品を含めた総合指数は1.5%と約4年ぶりに上昇率が2%を下回ったが、市民の多くは未だに物価高に悩まれているところから、昨年12月議会において下記の趣旨で要望しました。

全国的な物価高騰により、家計は著しく圧迫されており。とくに、低所得者層、子育て世帯、ひとり親家庭、そして生活必需品への支出割合が高い高齢者世帯でその影響は深刻であり、それらを数値的に表した言葉が「相対的貧困率」であります。

(相対的貧困率とは、世帯所得に基づき国民一人ひとりを並べた際、中央の人の所得の半分に満たない人の割合を指します。これは「地域の平均的な生活水準と比べ、どのくらいの人が生活に困窮しているか」を把握し、「見えに

くい貧困」の実態を掴むためによく使われる指標です)

なかでも「ひとり親家庭」の状況は深刻で、2022年の国民生活基礎調査によれば、その相対的貧困率は44.5%に達し、約半数が貧困状態にあることが示されています。

それらの各家庭では家計費の中でも食料費が大きな割合を占めています、要するに「食うにも困っている」状況が想像できます。

越前市では市民の協力による「フードドライブ」、業者の寄付による「フードバンク」、ボランティア団体による「子ども食堂」、そして食料の調達に困窮されておられる子育て家庭への支援として「フードパントリー」が各児童館にて運営されています。

私も「フードドライブ」と「子ども食堂」の運営に関わってきた経験から思うに、それらは尊いことではあるが一時的なものであることから、理想としては何時でも食料を受け取れる「フードパントリー」を子どものみではなく全世代対応で充実させることが「相対的貧困対策」であり、憲法に定められた生存権・幸福追求権に基づいた施策であると思う。

**フードパントリーは、経済的に困難されている方が直接食料を受け取れることで救済になり市民の安心につながることから、市も積極的な関わりとその拡充と周知に向けた施策を講ずる事が重要であり、要望しました。**





会派 創至  
能勢 淳一郎

Tel.090-3290-4000

## 「町内会加入条例の制定を」

2025年4月 福井地方裁判所で、町内自治において興味深い判決が出されました。

ある男性が、自治会（町内会）の退会を理由にゴミステーションの使用を禁じられた事は不服だと町内会を訴えた内容でした。判決では、町内会への加入は任意だが、町内会の区域に住む人は会員に限らず町内会活動の公共的利益を受けており、ゴミステーションの使用には、町内会活動を存続・維持するための費用も考慮する必要があると指摘。金額については、年1万5千円が相当としました。

その町内に住む人は誰でも町内会の恩恵を受けており、その維持、存続には費用が掛かっている事を認める一方で「自治会(町内会)への加入は任意である」と、従来の考え方を示したものでした。

つまり「町内会は何の権限もない任意団体」であると。現場の区長にとってはまさにこの部分が、一軒でも多く町

内会への加入や1人でも多く事業への参加をお願いしている区長の足かせになっていて以前より課題になっています。

そこで行政には、区長や町内会の頑張りや気概に期待し、行政協力金という支援だけではなく、もう一步、区長、町内会に深く踏み込んで「自治会加入促進に主眼をおいた条例制定」や今ある条例の改定を提案します。全国には既に多くの自治会加入に関する条例があります。

もちろん「任意」の域は出れないのであれば努力義務でも可です。そして企業や事業所にも自治会町内会への参加協力を求め、集合住宅や住宅販売業者にも地元の自治会町内会の紹介をして参加を勧めてもらうものです。

衰退、弱体化し、その先に待っている町内会の解散は行政サイド市民サイド共に大きな損失であり、あってはならない事です。

既述の司法判断での「町内会の区域に住む人は会員に限らず町内会活動の公共的利益を受けている」ならば、行政はいつまでも町内会を「何の権限もない任意団体」のままに放置しておかないで「条例に裏付けされた団体」とし、その活動の支援、後押しをするべきと考えます。



会派 未来  
題 佛 臣 一

Tel.090-5689-0741

## 「夢をかたちに」

## 福祉施設から一般就労への支援体制が現実

昨年、6月2日に「丹南圏域障がい者就業・生活支援センター」なかぼつが開所された。今日まで県や国に対しての働きかけが現実となった。この丹南圏域にセンターが越前市に設置されたことで、丹南地域の障がい者の方が一般就労に向けて安心した支援体制が整った。令和8年1月末時点で、丹南地域の企業との連携は54社に上り、障がい者の方の登録人数168名、今年2月現在で、28名の方が一般就労へと繋ぐことができた。今日まで、障がいのある方やひきこもり者が働くことを諦めがちになっていた現状があった。安心して相談のできる居場所、そして基礎訓練の場・企業での就労体験、そして一般就労へと一貫した支援体制が更に進んで行くようになった。

(令和7年12月定例会代表質問)

Q センターが設置されたことで、今後は相談支援機関、

就労支援事業所の連携と協力や企業で働く障がい者の方が安心して働ける環境整備の取り組みが必要だが、市の役割は。

A センターが開所したことで、丹南地域における障がい者の支援体制が大きく前進した。これにより、障がいのある方やひきこもり状態にある方の居場所づくり、基礎訓練、企業での就労体験、そして一般就労へと繋がる一貫した支援が期待される。役割は、障がい福祉サービス事業所や自治体、医療機関により組織された自立支援協議会において、就労移行支援について理解を深めていく。また企業に対しても障がい者雇用への理解促進や、合理的配慮の提供、受入体制づくりを働きかける。



(市役所横オノダニビル1階)

## 「新しい文化財保護施設の設置を」

Q 市では「文化財保存活用地域計画」を策定し、地域全体で文化財を守り活かす方針を掲げている。「文化財保護施設」を整備することは、保存環境の改善だけではなく、観光・教育・地域振興を同時に進めるために有効だと考えるが。

A 保護施設については、これまでも県関連の施設も含めて、具体的に検討してきた、現段階では開設に達していない。今後も官民既存施設の有効活用を図りながら、検討していきたい。





会派 未来  
**安立里美**

Tel.090-8094-2333

### 丹南病院議会の一般質問から

## 公立病院として診療内科の開設をすべき

### 【質問】

公立丹南病院は、公立病院として丹南地区においては重要な存在です。総合病院として複数の科を設置していますが精神関係の病気に関しての科は設置されていない現状にあります。

現在ストレスなどから不調を訴える方が増えています。病気は複数の要因により症状も様々ですが、精神的な疾患に関しては他の病院を受診しなければいけない状態です。心の疾患に関しては初期での治療に効果があると言われています。早い段階で診療内科に繋がることで、医療費や重症化の予防になるのではないのでしょうか。

民間の精神科関係の診療所への受診はハードルが高いと考え、治療が遅れることが問題となっています。

公立総合病院における診療内科はそれらの患者さんの入

り口として重要であると考えます。

公立丹南病院は丹南地区の総合病院として診療内科の開設をすべきです。

### 【答え】

公立病院としての開設の必要性は十分に理解している。以前の質疑を受け、福井医科大学等へ医師の派遣をお願いしてみたが医師の派遣は難しいとのこと。

現在の段階では診療内科だけでなくどの科でも医師の確保が難しいし、開設のためのスペースをつくることが出来ない状態である。財政的にも厳しい状態であり、現時点での開設は難しいが、今後考えていきたい。

## 小学校低学年の教室に防災頭巾を配置すべき!!

この質問を続けるのは、小学校低学年の児童の安全のため、特に必要だと思うからです。以前、小学校の防災訓練に参加した時のこと。地震のアラーム音を事前に知らされていない児童達は、まず机の下に頭を抱え潜り込みました。防災訓練の成果だと感心しました。訓練と知らされた児童達は校庭に向かうため、廊下に整列。

廊下は両脇上部がガラス。地震で廊下に並んだ児童に両脇のガラスが降ってくる可能性が！そこで、頭と首を守るのが、防災頭巾だと！関東や東海では入学時に配布している自治体が多くあります。教室に備品として配置を強く望みます。



会派 未来  
**松本照美**

Tel.090-8967-7579

### ・議会活動の主な点

12月定例会では初めて一般質問に立ち、以下の内容について質問いたしました。

Q.家庭教育支援事業について主な事業は？

A.「家庭教育サロン」「出かける家庭教育サロン」「コミュニティ広場」「家庭教育支援チーム」の4事業です。

Q.市民団体活動について支援体制は？

A.市民団体をサポートする中間支援組織の「NPO法人のっぽえちぜん」が、団体の運営・活動に関する助言・市民活動の情報提供や発信を行っています。

Q.女性活躍の為の地域の性別役割分担意識を解消するはたらきかけは？

A.意識の変化を促す対話や講座の実施、男女共同参画推進員への研修などで性別役割分担意識の解消に取り組んでいます。

Q.女性防災士の活躍および防災訓練への女性参画の状況は？

A.防災士資格を所有している方のうち女性は26.5%の120名。地域の区長や自警消防隊、自主防災組織の代表は男性が多く、市民参加の自主防災リーダー研修会での女性の参加率は、9.7%です。

一般質問の動画はこちらからご覧ください→



## ・これからの越前市に期待すること

**誰もが安心して暮らせる街に。**子供から高齢者まですべての世代が安心・安全を実感して暮らせる街にしていきたいです。安心して口にできる地元の食材の確保、食の安全への意識を高めることも必要だと思います。また、住んでいる地域でつながりを持ちながら互いに見守り合える安心できる環境づくりを期待します。

越前市は転勤等で転入される世帯も多くあります。新たに越前市民となった方が相談しやすい環境を整え、安心して仕事をしたり暮らしていける越前市になるよう期待します。

**見通しをもって子育てが出来る街に。**かつては三世帯同居で祖父母に孫育てをお願いできる世帯が多くありました。現在は近くに頼れる親族がいない核家族の世帯が増えています。子育て中の保護者同志のつながりが増え、子育て経験を持つ地域の人とのつながりの中で、見通しをもって安心できる子育ての街になっていくことを期待しています。





会派 一志会  
清水 一徳

Tel.080-3046-3371

## 議会活動の主な点

昨年は、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟認定と、「越前鳥の子紙」のユネスコ無形文化遺産追加登録と、二つのユネスコ登録で、越前市が世界にアピールする武器を得ました。これら二つの登録は、ゴールではなく新たな国内・国外に越前市の伝統工芸を認知してもらい、工芸製品の販売高向上と共に工芸技術を体感してもらう絶好のチャンスであり、新たなスタートです。その為に、越前和紙バレー創造事業による五箇エリアの整備であるとか、観光推進事業で、プロフェッショナル層や富裕層インバウンドをターゲットとした誘客推進が、必要になってきます。

千年未来工芸祭も国内においては、認知度も上がり注目されるイベントになってきました。ユネスコ加盟登録を機に、世界に知られる工芸祭に発展成長することに期待し、微力ながら精一杯の後押しを続けていきたいと思っています。



会派 一志会  
佐々木 哲夫

Tel.090-2838-8026

## 丹南広域組合議会で一般質問をしました。

**問** 当初共同処理事務が目的で、平成2年に丹南広域組合が設立以来36年ほど経過し、現在は2市3町で構成されています。

市町の将来を考えると、少子・高齢化による急激な人口減少、厳しい財政運営の中、個々の自治体でやれることを見極め、広域化あるいは合同処理することが合理的な事業や行政事務は、徹底的に広域化することは求められていると考えます。

総務省が、今後考えられる広域行政の取り組み事例として、広域観光や観光振興、公共交通ルート整備、消防・防災体制や災害対応（避難体制）の広域化等が掲げられています。その中で、早急に力を入れる必要があるのは、広域観光振興であり、広域観光ルートや受け入れ態勢整備であり、真剣に取り組んでほしい。

## これからの越前市に期待すること

平林新市長になり、基本的には、前山田市長の政策を概ね継承されて行くことと思いますが、遅延なく推し進めていただきたいと思います。その為には、平林市長の不得手な所は、前市長のアドバイスを請うことも必要でないかと思えます。市長のマニフェスト5つの戦略項目の中の5つ目に、外部専門人材活用と示されているように、行政内で足りないところは、外部から補うことも有効であると思えます。

また、将来を担う子供たちの環境整備も、喫緊の課題であると考えます。全国的に少子化と過疎化が進む中、越前市も例外ではありません。事実坂口小学校では、統廃合の問題が、現実の問題として地域住民の方々に協議されています。教育環境を充実したものにするために、小中一貫教育という選択肢が政策に加えられました。地元地域住民から問題提起されてから検討するのではなく、行政として、将来のビジョンをコンセプトに、行政指導の下で地域住民と共に地域にとって最善な教育環境というものを築き上げる体制をとってもらいたい。



**答え** 広域組合は、共同処理事務が目的で、青少年愛護輔導や広域電算組織の管理運営、介護認定審査会が主体で、基金の果実で広域観光事業等に取り組んでいる。

## これからの越前市に期待すること

市長が替わり、新たな息吹を感じています。主要な取り組みに加え、平林カラーも期待しています。

私たち、議員も、それに応えるためにも議会の活性化が求められています。

議会活性化特別委員会のまとめ役として報告をします。

- ① 議会だよりを、タブロイド判→昨年9月発行分からA4判に変更し、紙面も一新しました。
- ② 現在、本会議のみCATVで放映していますが、今後は、委員会などもネット配信で、市民の方が見れる体制整備をすすめます。
- ③ 議員の政策研究活動を活発にするために、【政策研究会制度】の導入を検討中。
- ④ これまで、男性議員は、スーツやジャケットにネクタイ着用が義務でした。市役所職員は、数年前から、これを自由化しました。議員も規律ある服装で、かつネクタイなどを義務とせず、自由闊達な議論ができる雰囲気確保する考えで服装自由化を検討しています。



## 活動結果報告書

令和8年4月13日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 佐々木 哲夫

下記のとおり報告します。

日 程 令和8年2月15日（日曜日）

活動先 今立地区 全戸 新聞折込み

活動目的 一志会ニュース発行

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

例年発行している清水一徳議員と佐々木が構成している、一志会の会派ニュースを、  
2月15日に新聞折込みにより、今立地区内に全戸配布しました。

印刷業者 有限会社清水印刷

支払金額 印刷費 87,934円

印刷部数 1,750部

別添のとおり

# 一志会ニュース

清水 一徳  
佐々木哲夫

## 二つのユネスコ登録を機に 観光と文化面で新たな展開を！

越前市が誇る伝統工芸「越前和紙」を代表する高級手漉き和紙「越前鳥の子紙」が、昨年12月11日に開催されたユネスコ政府間委員会で、無形文化遺産「和紙：日本の手漉和紙技術」への追加登録をいたしました。



2014年、ユネスコ無形文化遺産に「和紙：日本の手漉和紙技術」が登録された際、日本最大の和紙産地である越前和紙は、技術保存団体が存在しないことで、登録外になってしまいました。この事実を受け、柳瀬晴夫氏を中心とする越前和紙職人たちが、2015年に「越前生漉鳥の子紙保存会」を設立し、技術の研鑽と伝承する体制を整え、原料となる雁皮の山林への植樹・管理にも着手してられました。

約10年に及ぶ取り組みが実を結び、今回の追加登録に繋がりました。

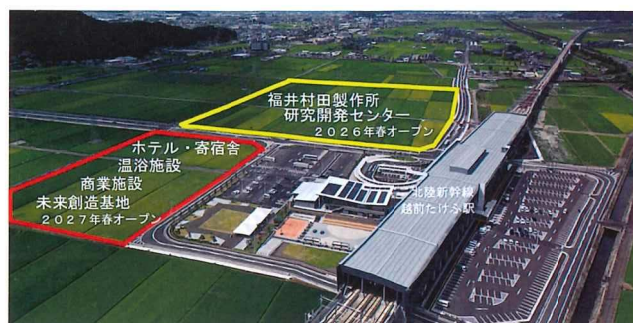
ユネスコ登録を受け、産地では昨年完成した研修施設「とりこ」、また五箇エリア初の、工芸宿「SUKU」がオープンし、さらに、越前和紙バレー創造事業による五箇エリアの整備が、着々と進むなか、観光振興への期待も益々高まっていくことと思われます。

昨年10月にユネスコ創造都市ネットワーク(クラフト&フォークアート分野)への加盟が決まり、二つのユネスコ登録を武器に、越前市は更に越前和紙産地の観光と文化の面で、新たな展開が期待できるところです。

## 新幹線「越前たけふ駅」周辺整備について

令和8年2月5日、福井村田製作所の「セラミックコンデンサ研究開発センター」の竣工式が行われ、市の企業誘致第1号が3月30日から業務開始の運びとなりました。

続いて共立メンテナンスによるホテル建設に加え、未来創造基地(仮称)を一体的に整備されていく構想があり、更なる発展が期待されるところであります。それに伴い、公共交通の整備等課題もある中で、新市長となられた平林透氏には、前向きに「新幹線駅を核に、未来産業と交流の拠点を」と掲げられた政策を是非とも全力で、推進していただきたいと思います。







## 清水一徳議員の 活動報告

### 議会活動の経過報告(一般質問を通じて)

#### 新幹線「越前たけふ駅」周辺整備について

**質問** 福井村田製作所研究開発センターの操業開始により、周辺の施設も整備されていくだろうが、創造というコンセプトで整備する市長の思惑は？

**答え** 越前たけふ駅周辺の整備については、今後5年、10年を見据え、研究開発や人材育成の拠点を集積し、創造的なエリアへと発展させたいと考えている。また、文化・芸術の発展にも力を入れ、「アート&クラフトミュージアム」の整備や、ユネスコ創造都市ネットワークを活用し、本市の魅力を世界に発信していきたい。

さらに、豊かな農地を活かし、有機農業のブランドを高め、農と食の人材育成拠点を整備していきたい。

(株)共立メンテナンスによるホテル、温浴・飲食施設に加え、越前たけふ未来創造基地として、伝統工芸のマテリアルセンターやワークスペース、飲食店などを導入し人や企業が集う交流拠点を形成していきたい。

#### 歴史文化のまちづくりについて

**質問** ユネスコ創造都市ネットワーク加盟認定に加え、越前生漉き鳥の子紙がユネスコ世界無形文化遺産に登録されるが、これは福井県においても初めての快挙である。今後は県も対外的にアピールできる素材となった。この遺産を末永く継承成長していく為にも、県にも積極的なバックアップ体制を要望していただきたい。

**答え** 「越前鳥の子紙」のユネスコ無形文化遺産登録は、本市にとって歴史文化を世界に発信する大きな契機であり、同時にその技術を未来へ確実に

継承していく責任を伴う。市としても、技術保存と後継者育成を支援していく為にも、原材料の安定確保が重要な課題と認識している。

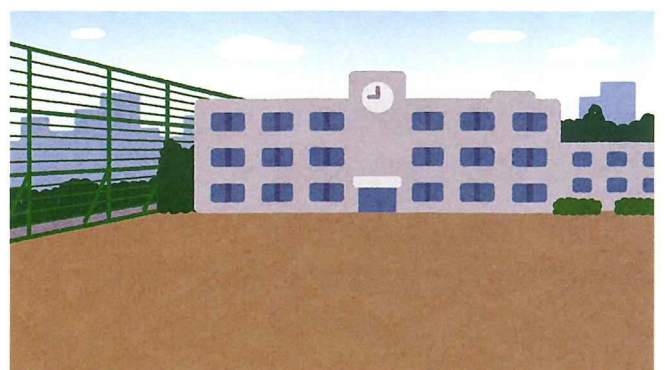
県に対しては、課題解決に向けて原材料の供給体制の整備などに加え、令和14年度に越前市で開催される全国重要無形文化財保持団体協議会、会・秀作展に対し、積極的なバックアップ体制を要望していきたい。

#### 子育て・教育日本一で少子化ストップについて

**質問** 小中一貫の9年教育導入検討とあるが、どのような制度なのか？学校統廃合との違いは？また、その意図は？

**答え** 小中一貫教育は、小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す制度で、形態としては、1人の校長のもと、小中学校を統合した1つの組織で教育課程を編成する9年生の学校の「義務教育学校」と、組織上独立した小学校と中学校が一貫した教育を行う「小中一貫型小中学校」の2種類がある。

少子化が進むなか、子どもたちにとって望ましい最適な教育環境等について検討する上で、小中一貫教育が解決策になるような地域においては、選択肢の1つであると考えている。







## 佐々木哲夫議員の 活動報告



### 議会の一般質問から市の課題を考える。

#### 9月議会から

**質問** 輸入に頼る化学肥料や化学農薬でない、畜産糞尿など国内の資材を活用する有機農業を推進することは、ひいては、地球温暖化対策につながるのではないかと？

**答え** 農薬や化学肥料は、製造過程で大量の化石燃料を使用し、海外産なので運搬にCO<sub>2</sub>が発生。有機農産物は、確かに環境負荷が少なく、より安全で安心な食である。改めて、地球温暖化の観点からも有機農業を推進する。

**質問** 気候変動や地球温暖化対策として市民意識はどうか？

**答え** 今年度から拡充した電動式生ごみ処理機の補助が好評であり、追加の補正予算を組んだ。高効率給湯器の入れ替え補助は90%を超えているが、太陽光発電設備は40%ほどである。子どもたちの未来を守るため、温暖化対策の意識を高めていく必要がある。

#### 12月議会から

**質問** 概ね5年に一度、市の施設を管理する事業者を決める時に、公募により選定するための指定管理者選定委員会制度を見直すことについての市の考えは？

**答え** 議員の提案の通り、今後は、各委員が選定する施設の状況や課題の理解を深めるための施設視察や所管課による検討会を設け、施設の現状や

課題、目指すべき方向性などを検討していく。そして、応募者の提案をよりの確に評価できるような、質の高い選考を実現する。

**質問** 楽市内に計画のある【子どもの遊び場】や、あるぷら内の【市民プラザ】管理や運営を市民組織に任せてほしい。

**答え** 子どもの広場は、市民の組織や団体が参画できるよう市がつなぐ協力をしていく。市民プラザの管理運営は、今後も入居団体などと一緒に考えていきたい。

**質問** これから少子高齢化の中、激増する行政課題に対応する為、できることは広域（丹南広域組合＝越前市、鯖江市、他3町）で取り組んでは？ 国も積極的に推進している。

**答え** 観光などは広域連携が必要であり、すでに取り組んでいる。清掃や消防などでは、課題整理も必要と考える。今後とも県や構成市町と先進事例や課題について研究する。

### 丹南広域組合

丹南広域組合HP



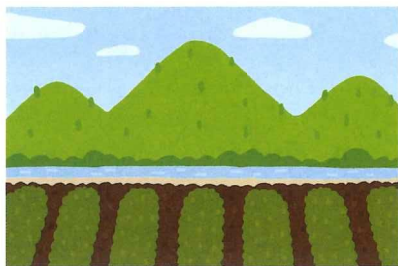


# コ ラ ム

## 人のいのちとまちの環境を守る有機農業

越前市は、前山田市長が先頭になり3年前より【有機農業】に積極的に力を入れています。

国の【みどりの戦略】を受け、国内の154市町村が、オーガニックビレッジ宣言をし、越前市も2024年に宣言。国のモデル地域に指定され3年間2000万円以上の支援を受けています。2006年に有機農業推進法が成立して以来約20年が経過し



## ヨーロッパでは、凄い動きが始まっています。

ノルウェー、ドイツ、フランス、などヨーロッパ各地で、金曜日に数万人規模のデモが行われていることを議員研修で知りました。なんとデモの参加者の大半は女子高校生です。彼女たちは、地球が急激に気温上昇する気候変動の対策を訴えており、特に【このままでは、私たちは、子どもを産む自信がない！】と訴えています。

2018年、スウェーデン出身のグレタさんが、スウェーデン議会前で16歳から始めた活動がきっかけです。2019年に100万人に増え、その後2200回程開催されたとの報道があります。

## Q.なぜ、ヨーロッパでは、女子高生たちが、気候変動対策でデモ【学校に行かずストライキ】を？

A.ヨーロッパでは、家庭で子どもたちに【生活を守るための政治】に関心を持つように、日々話合っています。全く、家庭で話をしない日本とは

## 気候変動要請！中高校生中心のデモ

毎週木曜日  
ヨーロッパ  
各地で数万人  
規模のデモ  
【子供を  
産めない！】



ました。

## Q.なぜ、近年、国が積極的になったの？

A.化学肥料や農薬に頼らない農業は、土の健康を回復させ、地域資源の循環を促し、田んぼに生き物が蘇り、農産物は、安心・安全な食べものとして人々のいのちを守るからです。これは、世界の課題でありSDGsの願いであります。但し、栽培技術が難しいこともあり、簡単に広がりません。県や市やJAが栽培技術や販売支援をすることで、少しずつ広がっていくと思います。その中で、この10年以上コウノトリ米を取り組むJAたけふの活動は評価されて良いと思います。

対照的です。その積み重ねが、子供達が学ぶ中で、未来を憂いた結果、デモ(ストライキ)につながっているようです。

## 宿題やテストがない！ 担任制度がない！ 頭髪や服装指導がない！そんな学校が日本にあった。

議員研修で、実践された校長の話を聞き目からうろこが落ちました。東京のど真ん中・都立麹町中学校で校長として全責任を負い、取り組みを始めました。勉強が分かる子には、宿題はあまり意味がない。分からない子には、宿題は辛い。だから宿題は廃止。定期や期末の試験はなし。その代わり1週間ほどで小テストをやり、点数は自分でつける。分からない箇所を自分で確かめる試験。茶髪や派手な服装を注意するより、なぜそれをしたのか？徹底的に子どもたちと話し合う。担任制を廃止し、相談する先生は子どもたちが選べる。結果、勉強や生き方を自分で考えられる子どもが急増。偏差値も激高。学校の雰囲気も劇的に良くなった。この考えの原点は、戦後ドイツの教育方針にあると聞き、涙と感動でした。

悲しいかな、10年足らずで後任の校長が、元に戻したことを記事で知りました。